

島根地方最低賃金審議会

島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

第3回会議 議事要旨

| | | | |
|--|------------------------------|-------|-------|
| 開催日時 | 令和4年10月12日（水）午前8時57分～午前9時46分 | | |
| 開催場所 | 島根労働局 専用大会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| 主要議題 | 金額審議 | | |
| 議 事 要 旨 | | | |
| 1 部会長が、本日の会議は島根地方最低賃金審議会島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。 | | | |
| 2 金額審議において部会長が、前回会議の各側の主張の概要を報告し、それぞれに追加の意見を求めた。 | | | |
| 3 労働者側、使用者側とも、引き続き公労、公使協議開催の意向であり、部会長が、公労、公使協議を行うことを決定した。 (公労協議・公使協議) | | | |
| 4 公益委員から労使双方の意見を聞きながら、歩み寄りを促し、最終的に部会長が引上げ額28円、時間額932円で諮り、全会一致で決議された。 | | | |
| 5 事務局へ専門部会報告書案及び審議会令第6条5項による答申文案の作成、配付が指示され、その間休憩となった。 | | | |
| 6 会議が再開し、専門部会報告書案及び答申文案が配付され、順次、審議の上、案どおり決議された。 | | | |
| 7 部会長が、答申文を労働基準部長に手交した。 | | | |
| 8 労働基準部長が謝辞を述べた。 | | | |
| 9 室長が、意見に関する公示（異議の申出）について説明した。 | | | |
| 10 部会長が、審議会令第6条7項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。 | | | |